

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う救急・周産期・小児医療を担う医療機関に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

99床以下の医療機関	2,000万円
100床以上の医療機関	3,000万円
以降100床ごとに	1,000万円を追加
新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てられた医療機関	1,000万円を加算

例：許可病床363床で、疑い患者受入れを割り当てられた医療機関 $3,000+1,000\times 2+1,000=6,000$ 万円

補助の対象機関

- 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う救急・周産期・小児医療機関 ※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）
 - ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
 - ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
 - ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
 - ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
 - ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
 - ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- 感染拡大防止対策に要する費用
- 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➔https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉

沖縄県地域保健課

電話番号 098-866-2215（受付時間は平日8:30～17:00）

補助を受けるための流れ

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**救急・周産期・小児医療機関**が、補助の対象機関となります。

※ 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ 地域保健課HP（以下参照）に掲載されている、**所定の様式により、申請書及び事業計画書を作成**します。

http://nirai.ext.pref.okinawa.jp/cms8341/site/hoken/chiikihoken/kyuukyuu_syuusannkisyouniiryuu.html

④ 申請書等を提出します。

○ ③で作成した申請書及び事業計画書について、

令和2年8月27日（木）～9月11日（金）までの間に沖縄県地域保健課に郵送で提出します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 県が申請内容を確認後に交付決定し、各医療機関からの請求に基づき、**補助金が振り込まれます**。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限（令和3年4月上旬ごろ）が到来した際、**県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

Q&A

Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

Q2 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

Q3 どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する医療機関として都道府県と調整された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかの医療機関で、感染拡大防止対策や診療体制確保などの取組を対象としています。

※ 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

Q4 新型コロナ患者の受入れ対応などをしていなくても、対象となりますか。

A4 疑い患者を受け入れるとして県と調整された医療機関が対象となります。

Q5 補助上限額の算出方法を教えてください。

A5 病床数及びコロナ患者の入院を受入れる医療機関を元に算出させていただきます。

例：263床及びコロナ患者の入院受入医療機関

100床以上3,000万円+100床ごとに1,000万円追加+コロナ患者受入医療機関1,000万円=5,000万円

なお、令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床等をしている場合は、「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q6 上限額全額が支払われるのですか。

A6 上限額以内において、実支出額のお支払いとなります。

概算払いで支払った医療機関においては、実績報告の際に過払い分を返還いただく必要があります。